求職者に対するハラスメント防止の基本方針

1. 当信用組合の方針

当信用組合は、採用活動においてすべての求職者の人格および尊厳を尊重し、ハラスメントのない公正な採用活動を行うことを基本方針としています。

2. ハラスメントに該当する行為の例

当信用組合は、採用活動において、以下の行為を求職者に対するハラスメントに該当すると捉えています。

・身体的接触や、性的・差別的な発言や冗談
・私的な交際や食事への誘い、またはそれに類する行為
・業務上の必要性を伴わない個人的な連絡
・立場の違いを背景とした威圧的な言動や、人格を否定する行為
・上記の他、求職者の就職活動に等に支障を生じさせる、または精神的な苦痛を与える等の行為

３． 求職活動に関するルール

・面接は、原則として複数の担当者により実施する。
・求職者との連絡は、当組合が指定した電子メール、電話、採用管理システムその他の連絡手段を使用することとし、個人の SNS アカウント、私用メールアドレスその他当組合が指定していない手段を用いて連絡し、またはアカウントを交換してはならない。

４． 求職者に対するハラスメント相談窓口

事務部法務課　　TEL　03-3762-7777

※ハラスメントに関する相談・申告を行ったことで不利益な取扱いを行うことはありません。

求職者の皆さまからのご相談については事実確認をしたうえで適切に対応するとともに、今後も安心して応募・面接に臨んでいただけるよう取り組んでまいります。

令和 8 年　10 月 23 日　制　定